

私の提案実施要領

(平成16年 4月 1日市長決裁)

改正 (平成29年 4月10日市長決裁)

改正 (令和 6年 2月13日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この実施要領は、市政に関する具体的かつ建設的な提案及び意見を適切かつ迅速に処理し、市政に対する理解と信頼を高めるとともに、市民の意向を市政運営の参考とするため、私の提案の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「私の提案」とは、市内に居住する者による市政に関する具体的かつ建設的な提案及び意見をいう。

2 この要領において「開庁日」とは、狭山市の休日を定める条例（平成元年条例第26号）第1条に規定する市の休日以外の日をいう。

(提出方法)

第3条 私の提案（以下「提案」という。）を行う者（以下「提案者」という。）は、提案者の住所及び氏名を明記した提案を、次の各号のいずれかの方法により提出するものとする。

- (1) 所定の提案用紙及び専用封筒による郵送等
- (2) インターネットの入力フォームからの送信
- (3) 前2号に掲げるもののほか、内容が明確に分かる方法

(受付等)

第4条 提案は、企画財政部広報課（以下「広報課」という。）で受け付けるものとする。

2 広報課長は、受け付けた提案を次に掲げるケースに区分するものとする。

- (1) ケース1 単独の課に係るもの
- (2) ケース2 複数の課に係るもの
- (3) ケース3 次条に規定する報告等を行わないもの

3 前項第3号に規定する提案は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特定の個人や団体を誹謗、中傷等するもの
- (2) 営利企業等の宣伝その他これに類するもの
- (3) 宗教又は政治活動に関するもの
- (4) 意味や意図が不明なもの又は判読が困難なもの
- (5) 匿名又は偽名によるもの
- (6) 過去に当該提案者に回答済みの提案と同一のもの
- (7) 個別具体的な事案に関する問合せであって、当該事案所管課が個別に対応すべきであるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本制度の趣旨に該当しないものと広報課長が認めるもの

(報告等)

第5条 広報課長は、前条第2項第1号及び第2号に規定する提案を市長に報告するとともに、企画財政部長を通じて、当該提案の内容に係る事務を所掌する部の部長等(以下「部長等」という。)に、当該提案の写しを送付し、提案者に対する回答案の作成を依頼するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた提案について、必要があると認めるときは、対応等の指示をするものとする。

(対応等)

第6条 部長等は、前条第1項の規定による依頼があった場合は、記載内容に関する事務を所掌する課の課長等(以下「課長等」という。)に、提案に係る回答案の作成を指示するものとする。
この場合において、課長等は、提案に係る回答案を作成し、部長等の決裁を得て、広報課が提案の受付をした日の翌日から起算して7開庁日以内に広報課長に送付するものとする。

2 広報課長は、前項に規定する回答案の送付を受けたときは、当該回答案を調整の上、市長の決裁を得て、原則として広報課が提案の受付をした日の翌日から起算して15開庁日以内に提案者に回答するものとする。

3 課長等は、広報課長に対する回答の送付が第1項に規定する送付の期日を過ぎると判断した場合は、広報課が提案の受付をした日の翌日から起算して5開庁日以内に広報課長に報告するものとする。

4 広報課長は、提案者に対する回答が第2項に規定する回答の期日を過ぎると判断した場合は、あらかじめ提案者にその旨を連絡するものとする。

5 広報課長は、第4条第2項第3号に規定する提案について、必要に応じて、課長等に報告し、又は対応について依頼するものとする。

(実施状況の公表)

第7条 提案の実施状況は、市の刊行物又は公式ホームページに掲載することができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。